

松茂町地域防災計画修正の概要



平成28年1月

松茂町防災会議

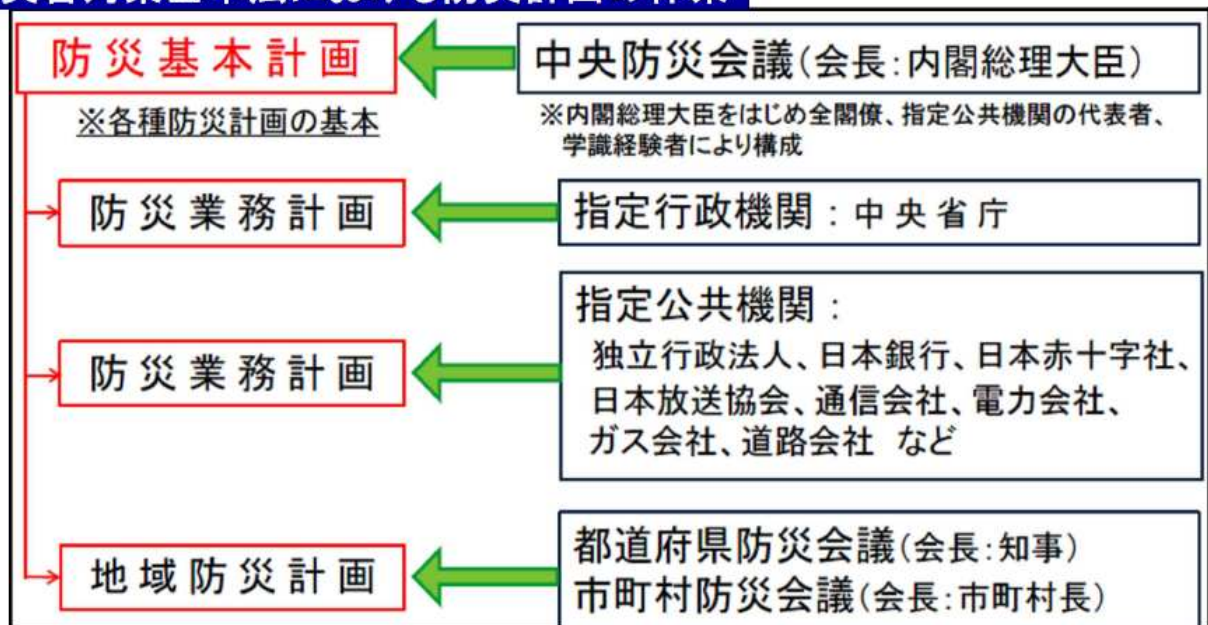
1 地域防災計画について

地域防災計画とは、県や市町村などがそれぞれの地域の状況を考慮して作成する防災計画です。

国が災害対策基本法に基づき「防災基本計画」を策定し、県が「地域防災計画」を、各市町村がそれぞれの「地域防災計画」を策定しています。

本町では現在、南海トラフ巨大地震による災害に備えて、徳島県から公表された被害想定をもとに地域防災計画を修正し、国や県、関係機関や町民などと連携を図りながら、防災対策を進めています。

災害対策基本法における防災計画の体系



2 修正方針について

最近の災害対応を踏まえた、国の「防災基本計画（平成27年7月修正）」及び県の「地域防災計画（平成27年12月修正）」の修正事項を反映しました。

3 主な修正内容について

第1章 総則

(1) 第五次松茂町総合計画の反映

【地震・津波災害対策編 第1章 P1-4】

【一般災害対策編 第1章 P1-4】

本町の最上位計画である第五次松茂町総合計画の基本構想（平成27年12月）が策定されたことに伴い新たな基本目標を位置づけました。

(2) 津波災害警戒区域の指定

【地震・津波災害対策編 第1章 P1-10・12】

県が津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）を指定したことを記載しました。

第2章 災害予防

(1) 避難促進施設の指定

【地震・津波災害対策編 第2章 P2-16】
(資料編 P130)

県が津波災害警戒区域を指定したことを受けて、津波防災地域づくりに関する法律第54条に基づき避難促進施設を指定しました。

(2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法を踏まえた見直し

【地震・津波災害対策編 第2章 P2-21】

本町が南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定を受けたことを踏まえ、旧吉野川北部中喜来地区における特定避難困難地域の解消を図るため、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を記載しました。

(3) 地区防災計画の地域防災計画への位置づけ

【地震・津波災害対策編 第2章 P2-28】
【一般災害対策編 第2章 P2-19】

地域の居住者や事業者は、共同して防災訓練や物資の備蓄等の防災活動に関する計画を定め、市町村と連携して防災活動を行う場合、市町村防災計画にその防災計画を位置づけることが可能になりました。

第3章 災害応急予防

(1) 避難勧告等発令範囲の適切な設定等・屋内での退避等の安全確保

【一般災害対策編 第3章 P3-27】

夜間の豪雨や暴風雨など、避難場所に移動することがかえって危険が生ずる場合には、屋内で安全を確保することも避難行動の一つとして示しました。

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の事前指定

【地震・津波災害対策編 第3章 P3-29】
【一般災害対策編 第3章 P3-29】
(資料編 P2~4)

町は、基準に適合する施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定することを明記しました。

(3) 水防法の改正による修正

【地震・津波災害対策編 第3章 P3-65・85】
【一般災害対策編 第3章 P3-66・85】

平成27年7月19日に水防法が改正されたため、修正いたしました。

その他

各種資料の時点修正、追加等

用語の整理、時点修正、文言の修正を行いました。